

行政財産使用許可等の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
河内警察署	<p>行政財産の使用許可について、2点の不備があった。</p> <p>1 行政財産使用許可書に誤った許可数量を記載していた。</p> <p>許可内容</p> <table border="1" data-bbox="457 621 1409 1031"> <thead> <tr> <th></th> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誤</td> <td>工作物</td> <td>交通信号機 <u>11</u>本</td> <td>防犯カメラ及び広報板</td> <td>免除</td> <td>R 1 . 10. 1 ~R6 . 3 . 31</td> </tr> <tr> <td>正</td> <td>工作物</td> <td>交通信号機 <u>12</u>本</td> <td>防犯カメラ及び広報板</td> <td>免除</td> <td>R 1 . 10. 1 ~R6 . 3 . 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 上記使用許可後、当該行政財産の使用を許可された者から、行政財産目的外使用廃止届により一部廃止の申出があり、本来、行政財産使用許可変更申請書に補正を求めた上で行政財産使用変更許可書を交付すべきところ、誤って行政財産使用許可取消書を交付していた。</p>		種別	許可数量	目的	年間使用料	借用期間	誤	工作物	交通信号機 <u>11</u> 本	防犯カメラ及び広報板	免除	R 1 . 10. 1 ~R6 . 3 . 31	正	工作物	交通信号機 <u>12</u> 本	防犯カメラ及び広報板	免除	R 1 . 10. 1 ~R6 . 3 . 31	<p>1 検出事項について、速やかに是正措置を行われたい。 また、検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>2 検出事項について、速やかに是正措置を行われたい。 また、今後は行政財産の使用許可の手続について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【公有財産事務の手引】</b>  第3章 公有財産の管理事務  第7節 使用許可  第7 使用許可の変更  使用許可を受けた物件の名称、所在場所、構造、数量（面積）、使用期間、使用料及び利用目的を当初の使用許可との同一性を失わせることなく変更する場合はいう。  たとえば、当初、電柱3本を許可したが、後に1本を追加した場合、同一敷地内において設置場所を移動した場合、木柱をコンクリート柱に立て替えた場合等である。</p> </div>	<p>1 検出事項について、当該使用許可条件を正しい使用数量に是正した上で、行政財産使用変更許可書を令和4年2月14日付相手方に交付した。 検出事項が発生した原因は、相手方から提出された行政財産使用に係る申請書の内容と、行政財産使用許可書の内容の確認が不十分であったためである。 今後は同種の誤りを繰り返さないよう、申請書の内容が行政財産使用許可書に確実に反映されているかについて、事務担当者による確認だけでなく、決裁過程でのチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行う。</p> <p>2 当該行政財産使用許可取消書は職権により取消し、改めて行政財産使用変更許可書を令和4年2月14日付相手方に交付した。 今後は法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
	種別	許可数量	目的	年間使用料	借用期間																
誤	工作物	交通信号機 <u>11</u> 本	防犯カメラ及び広報板	免除	R 1 . 10. 1 ~R6 . 3 . 31																
正	工作物	交通信号機 <u>12</u> 本	防犯カメラ及び広報板	免除	R 1 . 10. 1 ~R6 . 3 . 31																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）